

農地所有適格法人報告書（見本）

法人の事業年度を記入。

事業年度
自 令和5年4月 1日
至 令和6年3月31日

令和 年 月 日

新庄市農業委員会会長 殿

農地を所有または耕作の事業の用に供している農地所有適格法人は、毎年事業終了後3カ月以内に農地等の利用状況報告書を、農業委員会に提出することが必要。

主たる事務所の所在地 新庄市沖の町10番37号
名称及び代表者氏名 株式会社〇〇
代表取締役△△△△ ㊟
電話番号 0233-12-3456

下記のとおり農地法第6条第1項の規定に基づき報告します。

記

1 法人の概要

法人の名称及び代表者の氏名	株式会社〇〇 代表取締役△△△△	
主たる事務所の所在地	新庄市沖の町10番37号	
経営面積（ha）	所有農地の有無	① . 無
	田	1. 2
	畑	0. 8
	採草放牧地	—
法人形態	株式会社	

法人の所有農地、利用権設定農地面積の合計を記入。

要件1 法人形態要件

①～⑤に当てはまること。
①株式会社（株式譲渡制限会社（公開会社でない）、特例有限会社）②合名会社 ③合資会社 ④合同会社 ⑤農事組合法人

2 農地法第2条第3項第1号関係

(1) 事業の種類

区分	生産する農産物		左記農業に該当しない事業の内容
	生産する農産物	関連事業等の内容	
実績	水稻・小麦・そば	肥料の販売	特になし
翌事業年度の計画	水稻・小麦・そば	肥料の販売	特になし

売上の50%以上占めるものを記載し、無い場合は多いほうから3つ記載

(2) 売上高

年度	農業	左記農業に該当しない事業
報告対象年度の2年前（実績）	15,000千円	
報告対象年度の1年前（実績）	14,000千円	
報告対象年度（実績）	16,500千円	
翌事業年度の計画	18,000千円	

農業以外の事業が無い場合は記入不要

要件2 事業要件

農業（農業関連事業を含む）の売上高が、総売上高の過半（半分を超える）であること。

要件3 議決要件

- ①～⑥に当てはまる構成員が議決の過半（半分を超える）であること。
 ①法人に農地を提供した個人（農地中間管理機構を通した場合も含む）
 ②法人の農業常時従事者
 ③法人に基幹的な農作業を委託した個人
 ④農地等を現物出資した農地中間管理機構
 ⑤農地中間管理機構、農協など
 ⑥農林漁業法人等投資育成事業を行う承認会社

3 農地法第2条第3項第2号関係 構成員全ての状況

(1) 農業関係者（権利提供者、常時従事者、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等）

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍	在留資格又は特別永住者	議決権の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				
					農地等の提供面積(m ²)		農業への従事日数		農作業委託の内容
					権利の種類	面積	直近実績	見込み	
△△ △△	新庄市〇〇町〇〇	日本		100	賃借権	12,000	150	150	田植え 要件③の記入例
◆◆ ◆◆	新庄市〇〇町〇〇	日本					150	150	
★★ ★★	新庄市〇〇町〇〇	日本							
〇〇 〇〇	新庄市〇〇町〇〇	日本		50	賃借権（中）	9,000	150	150	
■ ■ ■ ■	新庄市〇〇町〇〇	日本		50	賃借権（JA）	3,000	50	50	
J A 〇〇	新庄市〇〇〇〇			20					

要件①の記入例
賃借権、使用賃借権

上の表の議決件数の合計

要件②の記入例 常時従事者は農業（関連事業含む）に原則年間150日以上従事

議決権の数の合計

230

農業関係者の議決権の割合

63.8%

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数：

500 日

上の表の従事日数の合計

(2) 農業関係者以外の者（（1）以外の者）

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍	在留資格又は特別永住者	議決権の数
株式会社〇〇〇	新庄市〇〇〇	日本		100
〇〇 〇〇	新庄市〇〇町〇〇	日本		30

議決権の数の合計

130

上の表の議決件数の合計

農業関係者以外の関連事業者の議決権の割合

36.2%

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

4 農地法第2条第3項第3号関係

株式会社・特例有限会社の場合は「取締役」、
合同会社・合名会社・合資会社の場合は「業
務執行役員」、農事組合法人の場合は「理事」
と記入。

(1) 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業従事状況

氏名	住所	国 籍	在留資格又は 特別永住者	役職	農業への従事日数			
					農業への従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
					直近実績	見込み	直近実績	見込み
△△ △△	新庄市△△町△△△	日本		代表取締役	150	150	150	150
〇〇 〇〇	新庄市〇〇町〇〇〇	日本		取締役	150	150	150	150

要件4 役員要件

①～②の両方に当てはまること。

①理事の過半（半数より多く）が農業（関連事業を含む）
に常時従事（原則年間 150 日以上）する構成員であること

②役員または重要な使用人のうち 1 人以上が原則 60 日
以上農作業に従事すること。

農業全般の従事
日数 150 日以上
の理事が半数より
多い
(例) 3 人の理事
がおり
2 人が 150 日以上

農業従事日数の
うち、農作業従事
日数 60 日以上が 1
人以上
(例) 3 人の理事
がおり
1 人が 60 日以上

(2) 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	国 籍	在留資格又は 特別永住者	役職	農業への従事日数			
					農業への従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
					直近実績	見込み	直近実績	見込み
年間 60 日以上農作業に従事している役員がない場合、法人の行う農業（関連事業を含む）に関する権限や責任のある使用人がいる場合は記入してください (例) 農場長、農業部門の部長								

（（2）については、（1）の理事等のうち、法人の農業に従事する者（原則年間150日以上）であ
って、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数（原則年間60日）以上従事する者
がない場合にのみ記載してください。）

(記載要領)

1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含まれます。

(1) その法人が行う農業に関する次に掲げる事業

ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工

イ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売

ウ 農業生産に必要な資材の製造

エ 農作業の受託

オ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供

(2) 農業と併せ行う林業

(3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業です。

2 「2 (1) 事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。

3 「2 (2) 売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。

4 「3 (1) 農業関係者」には、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。

ここで、複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。

5 農地利用集積円滑団体又は農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「3 (1) 農業関係者」の「農地等の提供面積 (㎡)」の「面積」欄には、その構成員が農地利用集積円滑団体又は農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地利用集積円滑団体又は当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。

6 2, 3 及び 4 の翌事業年度の計画の欄は、報告に係る事業年度の翌年度の計画を記載してください。

7 2 の翌事業年度の計画、3 の住所又は主たる事業所の所在地、国籍等及び翌事業年度の計画並びに 4 の国籍等及び翌事業年度の計画の各欄については、農地を所有する農地所有者適格法人のみ記載してください (ただし、3 の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等の各欄については、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者に限る。) 。

国籍等は、住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号) 第30条の45に規定する国籍等 (日本国籍の場合は、「日本」) を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその

旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。

なお、4の(2)については、4の(1)の理事等のうち、法人の農業に従事する者（原則年間150日以上）であつて、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数（原則年間60日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。